

## 調査報告書（概要版）

### 第1 本委員会について

#### 4(1) 聞き取り調査の対象について

既になされたアンケート調査を踏まえて、その中でも最重要かつ最優先されるべき古謝市長によるハラスメント行為の事実関係の解明について調査し、その調査結果を踏まえた再発防止策の提言等を行っていくものとした。なお、古謝市長による元運転手に対するセクハラ行為に関しては、裁判手続が係属中であることなどから、本委員会の調査対象とはしていない。

### 第2 本市におけるハラスメント防止体制

### 第3 アンケート調査

### 第4 聞き取り調査

#### 4～7 女性職員A氏、B氏、C氏、男性職員D氏の聞き取り調査結果概要

#### 8 古謝市長の聞き取り調査結果概要

#### 9 古謝市長からの弁護士立会申入れ対応～拒否

### 第5 前提とする事実

### 第6 ハラスメント事案の事実関係の解明

#### 1 はじめに

本委員会の調査の趣旨、目的は、古謝市長のセクハラ行為についての民事上、刑事上の責任追及にあるのではなく、設置要領記載のとおり、ハラスメント事案の事実関係を解明して、再発防止策の提言等を行い、雇用管理上の対応措置を行うに必要な助言を行うといった、ハラスメント対応についての今後の在り方を目的とするもの

#### 12 まとめ

- (1) 古謝市長によるセクハラ行為等として、職員らがあったと供述する行為、すなわち、女性職員A氏に対する出張随行の際のキス行為、女性秘書に対する出張随行の際のセクハラ行為、女性職員B氏に対する飲み会の二次会におけるキスなどのセクハラ行為、女性職員C氏に対するキスなどのセクハラ行為、女性職員に対する飲み会での太腿を触るなどのセクハラ行為、職員らの脇の下を触

る行為、職員らに腹筋を触らせる行為、職員らの肩や手を触る行為、職員のお腹を殴る行為は、全てあったと判断できる。

- (2) 上記行為に加えて、古謝市長は、セクハラ被害を訴えた女性職員に自ら被害事実の確認をしたり、ハラスメント相談窓口となりうる総務課の職員全員に、誰がキスなどのセクハラ行為を訴えているのかなどを確認したりもしている。

#### 第7 市長によるセクハラ行為等の原因について

- 1 市長によるセクハラ行為等
- 2 市長のセクハラ行為等に対する認識、理解の欠如
- 3 市長への権限集中と長期在任による影響
- 4 市長によるハラスメントへの対応不全
- 5 第三者（沖縄県人事委員会）による紛争解決援助について周知されていなかったこと

#### 第8 再発防止策の提言等について

- 3 古謝市長が辞職し、今後市政に関与しないこと  
古謝市長によるセクハラ行為を防止し、雇用管理上の対応措置としての就業環境の改善のためには、古謝市長が辞職し、今後市政に関与しないことが最も有効であると考えます。
- 4 防止条例について  
第三者委員会の設置を必須とすること等
- 5 外部相談窓口について
- 6 本市内部の対応体制等について
- 7 ハラスメントに関する研修
- 8 第三者（沖縄県人事委員会）による紛争解決援助についての周知
- 9 その他